# 賃貸借契約書

発注者　青森市長島一丁目１番１号
青森県

受注者

上記当事者間において、青森県統合総務事務システム機器等賃貸借について、次のとおり契約を締結した。（ただし、　を除く。）

（賃貸借物件）
第１条　受注者は、仕様書別紙１に掲げる物件（以下「物件」という。）を発注者に賃貸し、発注者は、これを賃借した。

（賃貸借期間）
第２条　物件の賃貸借期間は、令和９年３月１日から令和 14 年２月 29 日までとする。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。
なお、契約を締結した日から賃貸借期間が開始する日までに賃貸借機器等の納入及び環境設定を完了させることとする。

（賃借料）
第３条　物件の賃借料は、次のとおりとし、その月額は別表に掲げるとおりとする。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 令和　８年度 | 金 | 円（うち消費税及び地方消費税の額 | | 円） |
| 令和　９年度 | 金 | 円（うち消費税及び地方消費税の額 | | 円） |
| 令和 10 年度 | 金 | 円（うち消費税及び地方消費税の額 | | 円） |
| 令和 11 年度 | 金 | 円（うち消費税及び地方消費税の額 | | 円） |
| 令和 12 年度 | 金 | 円（うち消費税及び地方消費税の額 | | 円） |
| 令和 13 年度 | 金 | 円（うち消費税及び地方消費税の額 | | 円） |

（契約保証金）
第４条（Ａ）　契約保証金は、金　　円とする。
第４条（Ｂ）　契約保証金は、免除する。

（物件の設置場所）
第５条　発注者は、物件を仕様書別紙３に掲げる場所において使用するものとする。
２　発注者は、物件を他の場所に移転しようとするときは、あらかじめ書面により受注者に通知するものとする。この場合の移転に要する費用は、発注者の負担とする。

（賃借料の支払）
第６条　受注者は、毎月 10 日までに、前月分の賃借料を請求書により、発注者に

請求するものとする。
２　発注者は、前項の規定による請求書を受理した日から起算して 30 日以内に賃借料を受注者に支払うものとする。

（善管注意義務等）
第７条　発注者は、善良な管理者の注意をもって物件を管理しなければならない。
２　発注者は、物件をその本来の用法に従って使用しなければならない。

（物件の保守）
第８条　受注者は、物件を正常に作動させるため、その責任において保守（調整、修理及び部品の交換等）をメーカー等の定める基準に基づき行うものとする。
２　受注者は、発注者から臨時的保守の請求があったときは、直ちにこれに対応するものとする。
３　前２項の保守に要する経費（部品代を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失によって生じた場合の調整、修理及び部品の交換等に要する費用は、発注者の負担とする。

（秘密の保持）
第９条　受注者及び物件の保守のため受注者が派遣する従業員は、発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

（契約の解除）
第 10 条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じても、発注者は、その責任を負わないものとする。
（１）受注者が、賃貸借契約を実施しなかったとき、又は賃貸借契約を実施する見込みがないと明らかにみとめられるとき。
（２）賃貸借契約の実施状況が著しく不適当又は不誠実であると認められるとき。
（３）その他受注者がこの契約に違反したとき。
２　発注者は、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
３　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第１項第１号に該当する場合とみなす。
（１）受注者について破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人
（２）受注者について会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人
（３）受注者について民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

（違約金）
第 11 条（Ａ）　発注者は、前条第１項の規定によりこの契約を解除したときは、当該契約を解除した日の属する年度の賃借料（既に支払い済みの賃借料を含

む。）の 100 分の５に相当する金額（その額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額）を違約金として、受注者から徴収する。
２　発注者は、前項の違約金を未払いの賃借料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

（契約保証金の帰属）
第 11 条（Ｂ）　契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、受注者が前条第１項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に帰属するものとする。

（契約保証金の還付）
第 12 条　契約保証金は、受注者がこの契約を履行したときは、受注者に還付するものとする。

（損害賠償）
第 13 条　発注者は、第 10 条第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、第 11 条の契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）又は違約金若しくは履行保証保険契約の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として受注者から徴収する。

（権利の帰属等）
第 14 条　この契約により作成される成果品に関する権利は、受注者固有の知識、技術を除き、原則として、すべて発注者に帰属するものとする。

（物件の返還）
第 15 条　発注者は、賃貸借期間が満了した場合、又は第 10 条第１項の規定によりこの契約を解除した場合には、発注者と受注者とが協議して定める期日までに当該物件を受注者に返還するものとする。
２　返還に要する経費は、受注者の負担とする。

（権利の譲渡等の制限）
第 16 条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（暴力団排除）
第 17 条　受注者は、別記１「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

（個人情報の保護）
第 18 条　受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記２「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（協 議）
第 19 条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年　月　日

発注者　青森市長島一丁目１番１号

青森県知事 宮下 宗一郎

受注者

別記１

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第１号から第６号までに掲げる場合にあっては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（受注者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

(2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

(3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

(4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

(5) 暴力団員と交際していると認められるとき。

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。

(7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

(8) 第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

（不当介入に係る報告・通報）

第３　受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

別記２

# 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（適正な取得）

第３　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（安全管理）

第４　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定等）

第５　受注者は、発注者の庁舎内において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

２　受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第６　受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製の禁止）

第７　受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

（再委託の禁止）

第８　受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

２　前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

（資料等の返還等）

第９　受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従業者への周知等）

第 10　受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

２　受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

（実地調査の受入れ）

第 11　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（事故発生時における報告）

第 12　受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

別表　支払月額表

| 年度 | 月 | 賃借料月額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 令和８年度 | ４月 | | |
| | ５月 | | |
| | ６月 | | |
| | ７月 | | |
| | ８月 | | |
| | ９月 | | |
| | １０月 | | |
| | １１月 | | |
| | １２月 | | |
| | １月 | | |
| | ２月 | | |
| | ３月 | 円 | |
| | 年度総額 | 円 | |

| 年度 | 月 | 賃借料月額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 令和11年度 | ４月 | 円 | |
| | ５月 | 円 | |
| | ６月 | 円 | |
| | ７月 | 円 | |
| | ８月 | 円 | |
| | ９月 | 円 | |
| | １０月 | 円 | |
| | １１月 | 円 | |
| | １２月 | 円 | |
| | １月 | 円 | |
| | ２月 | 円 | |
| | ３月 | 円 | |
| | 年度総額 | 円 | |

| 年度 | 月 | 賃借料月額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 令和９年度 | ４月 | 円 | |
| | ５月 | 円 | |
| | ６月 | 円 | |
| | ７月 | 円 | |
| | ８月 | 円 | |
| | ９月 | 円 | |
| | １０月 | 円 | |
| | １１月 | 円 | |
| | １２月 | 円 | |
| | １月 | 円 | |
| | ２月 | 円 | |
| | ３月 | 円 | |
| | 年度総額 | 円 | |

| 年度 | 月 | 賃借料月額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 令和12年度 | ４月 | 円 | |
| | ５月 | 円 | |
| | ６月 | 円 | |
| | ７月 | 円 | |
| | ８月 | 円 | |
| | ９月 | 円 | |
| | １０月 | 円 | |
| | １１月 | 円 | |
| | １２月 | 円 | |
| | １月 | 円 | |
| | ２月 | 円 | |
| | ３月 | 円 | |
| | 年度総額 | 円 | |

| 年度 | 月 | 賃借料月額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 令和10年度 | ４月 | 円 | |
| | ５月 | 円 | |
| | ６月 | 円 | |
| | ７月 | 円 | |
| | ８月 | 円 | |
| | ９月 | 円 | |
| | １０月 | 円 | |
| | １１月 | 円 | |
| | １２月 | 円 | |
| | １月 | 円 | |
| | ２月 | 円 | |
| | ３月 | 円 | |
| | 年度総額 | 円 | |

| 年度 | 月 | 賃借料月額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 令和13年度 | ４月 | 円 | |
| | ５月 | 円 | |
| | ６月 | 円 | |
| | ７月 | 円 | |
| | ８月 | 円 | |
| | ９月 | 円 | |
| | １０月 | 円 | |
| | １１月 | 円 | |
| | １２月 | 円 | |
| | １月 | 円 | |
| | ２月 | 円 | |
| | ３月 | | |
| | 年度総額 | 円 | |